

# 教職員等の働き方改革推進プラン

和歌山県教育委員会  
平成30年5月

## 1 目的

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教職員等に求められる役割は拡大している。

このような中で教職員等は、子供たちの多様な教育課題に対応しなければならない状況に加え、事務量の増加や保護者への対応、部活動の指導等、担うべき業務も増加している。

教職員等の多忙化を解消することは、子供と向き合う時間の確保や県民サービスの維持・向上につながるとともに、教職員等がやりがいを持って働き、心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスを実現するためにも極めて大切である。

このようなことから、県教育委員会では、第3期教育振興基本計画においても「教職員の勤務環境の整備」を掲げ、働き方改革に取り組み、教職員等の長時間労働の解消に努めていく。

## 2 現状と課題

文部科学省の平成28年度の全国調査によると、週に60時間以上勤務している教員は、小学校では33.5%、中学校では57.6%となっている。

県教育委員会では、これまでも教職員の多忙化を課題として具体的に取組を進めてきた。その結果、全国調査とは単純に比較はできないが、平成29年度に本県が独自に行った教員の勤務時間実態把握調査では、週に60時間以上勤務している教員の割合は、小・中学校で全国調査を下回ってはいるものの、教員の長時間勤務の改善は重要な課題となっている。

教職員が心身ともに健康でやりがいもち、子供と向き合う時間を十分に確保できるよう、環境や体制の整備が必要不可欠であることから、県教育委員会としても、勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、学校・教職員の業務改善の推進など、市町村教育委員会と一体となって、一層「働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

## 3 具体的な取組

### (1) 勤務時間管理の徹底

#### ① 平成29年度の取組

- ・勤務時間を「見える化」することにより、時間外勤務の縮減に向けた取組につなげるため、エクセルシートを活用して、教職員等の勤務時間を把握。(県教育委員会事務局は平成29年5月から、県立学校は平成30年1月から実施)
- ・市町村立学校においても、県立学校の取組を参考に、教職員の勤務時間を把握し、勤務時間管理に努めるよう助言。(一部の市町において独自で、ICT等を活用した勤務時間管理システムを導入済み)

#### ② 平成30年度の取組

- ・県教育委員会事務局において、行政事務用パソコンで超過勤務時間を把握するシステムを導入する。
- ・県立学校において、校務用パソコンで勤務時間を客観的に把握するシ

- システムを導入する。
- ・教職員等の出退勤時刻を把握し、働き過ぎ傾向のある教職員等に対しては、適切な指導を行うとともに、業務量の平準化と業務の効率化に努めるよう当該校の管理職を指導するとともに市町村教育委員会に助言する。

## (2) 勤務時間を意識した働き方の確立

### ① 平成29年度 of 取組

- ・教職員について、「校務の効率化に向けた点検シート【学校長】」により、その取組状況を確認するとともに、進捗状況を踏まえ、当該校の管理職を指導するとともに市町村教育委員会に助言。
- ・「和歌山県中学校運動部活動指針」に基づき、部活動は、毎週土曜日又は日曜日を部活動休養日に設定するとともに、平日の練習時間は2時間程度、休日は原則として4時間（半日）までとするよう徹底。
- ・「学校職員の勤務時間の割振り等に関する留意点等について」において、学校職員の健康と福祉に配慮した適切な勤務時間等の管理をすることや休憩時間の実質的な確保に向けて取り組むよう通知。
- ・教職員の夏季特別休暇一斉取得日として、8月中旬の土日に連続する平日3日間を設定。
- ・県教育委員会事務局等職員について、「事務事業改善方針」を策定し、業務改善の取組を実施。

### ② 平成30年度 of 取組

- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の3か月、6か月、1年の取組状況について確認し、PDCAサイクルで改善を図るよう当該校の管理職を指導するとともに市町村教育委員会に助言する。
- ・「和歌山県運動部活動指針」に基づき、各学校において、適切な休養日や活動時間を設定するよう徹底する。
- ・管理職のマネジメント力を向上させるための研修や、教職員等が勤務時間を意識した働き方ができるような内容の研修を実施するとともに、その成果を周知する。
- ・学校職員の健康と福祉に配慮した適切な勤務時間等の管理をすることや休憩時間の実質的な確保に向けて取り組む。【再掲】

### ③ 中期的な取組（3年）

- ・勤務時間外の間合せに対応する体制の整備を検討する。
- ・長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や、春季・冬季休業中の設定を検討するとともに、部活動については、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）の設定を検討する。
- ・業務改善に向けた取組を人事評価、学校関係者評価、第三者評価にも反映させるよう、さらに検討を進める。

## (3) 業務の役割分担の明確化と「チームとしての学校」の実現

### ① 平成29年度 of 取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職員が本来の業務に集中できる体制を整備。

### ② 平成30年度 of 取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職

- 員が本来業務に集中できる体制の整備に取り組む。【再掲】
- ・ 学校規模が大きく事務作業が課題となっている小学校に、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員をサポートするスクール・サポート・スタッフを配置する。

③ 中期的な取組（3年）

- ・ 学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参加することができるよう、職務内容の在り方について検討を進める。
- ・ 児童生徒を取り巻く問題についての法的アドバイスや、トラブルの解決に向けた学校外からの支援など、学校が教育活動に専念できるような支援体制を構築する。
- ・ 「登下校に関する対応」「調査・統計等への回答」「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。

（4）校務等の削減や効率化・合理化

① 平成29年度の取組

- ・ 校務支援システムの積極的な活用や会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進。
- ・ 県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議、研修会等について、その精選及び簡素化・統合・廃止。
- ・ 県教育委員会においても、業務の精選等を積極的に実施。

② 平成30年度の取組

- ・ 学校内の委員会等について、整理・合理化する。
- ・ 民間団体など学校以外が主催する各種行事には、関係者の理解を得て、学校が過重な負担にならない範囲で参加する。
- ・ 校務支援システムの積極的な活用や会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進する。【再掲】
- ・ 県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議、研修会等について、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組む。【再掲】
- ・ 県教育委員会においても、業務の精選等を積極的に実施する。【再掲】

③ 中期的な取組（3年）

- ・ 「和歌山県市町村教育情報化推進協議会」で取り決めた共同調達方式を活用し、市町村における校務支援システムの整備を促進する。
- ・ 学校徴収金の公会計化について、国の動向や全国の状況を注視しながら研究する。
- ・ マイナンバー制度を活用することで添付書類の削減等を行い、校務の効率化を進める。
- ・ 「登下校に関する対応」「調査・統計等への回答」「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。【再掲】

（5）学校、家庭、地域等の連携による業務の削減や分業化・協業化

① 平成29年度の取組

- ・ 地域とともにある学校づくりを目指し、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進。
- ・ 地域の人々の参画により学校の教育活動を支援する既存の「きのくに共育コミュニティ」等の活動を充実。

② 平成30年度の取組

- ・「きのくにコミュニティスクール」として、学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を展開し、協業化できる体制の構築を促進する。

③ 中期的な取組（3年）

- ・「きのくにコミュニティスクール」の継続的な取組として、学校運営協議会を中心に、「学校以外が担うべき業務」について協議し、積極的に地域や保護者に対し情報を提供し、賛同や協力を得る。
- ・「登下校に関する対応」「調査・統計等への回答」「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。【再掲】

#### 4 数値目標・評価指標

(1) 「校務の効率化に向けた点検シート」の達成目標

- ①全項目において、達成できた学校の割合を70%以上にする。
- ②「ノー残業デーの設定」、「会議資料等の簡略化指導」、「退勤が極端に遅い教職員への指導」の項目で達成できた割合を100%にする。

(2) 部活動の休養日・活動時間の設定

- ①中学校では、1週間の内、原則土・日のどちらか1日に加え、平日1日の休養日を設定した運動部の割合を100%にする。
- ②中学校では、平日2時間程度、休業日は3時間程度の活動時間を設定した運動部の割合を100%にする。
- ③高等学校では、年間活動計画等を作成し、上記①②の中学校の取組を踏まえ、適切に休養日や活動時間を設定した運動部の割合を100%にする。

(3) 時間外勤務時間

教職員等の時間外勤務時間数45時間/月以下にする。

(4) 年次有給休暇

教職員等1人当たり年次有給休暇の平均取得日数13.0日/年にする。

#### 5 進捗管理等

本プランに掲げる取組については、県教育委員会において進捗状況を管理する。

また、学校訪問等を通じて学校の状況を把握するとともに、必要な場合は新たな取組を実施する。